

(別紙様式4)

【職業実践専門課程認定後の公表様式】

平成28年10月31日

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地					
松本歯科大学 衛生学院	昭和51年2月14日	笠原 悦男	〒399-0781 長野県塩尻市広丘郷原1780 (電話) 0263-51-2149					
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地					
学校法人 松本歯科大学	昭和47年1月29日	矢ヶ崎 雅	〒399-0781 長野県塩尻市広丘郷原1780 (電話) 0263-52-3100(代)					
目的	松本歯科大学衛生学院は、歯科衛生士に必要な知識と技術を教授するとともに、豊かな人格を養い、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的とする。【学則第1条】							
分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士				
医療	医療専門課程	歯科衛生士学科	平成六年文部省告示第 八十四号	-				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位 数		講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼間	107単位～	54単位/1050H	7単位/210H	38単位/1440H	0	0	1単位/30H 単位時間
生徒総定員	生徒実員	専任教員数	兼任教員数	総教員数				
114 人	85 人	5 人	81 人	86 人				
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日	成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 ・成績評価 各授業の試験の評定はA(100～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(59点以下)の4種とする。 A、B、Cを合格としDを不合格とする。【学則第30条】					
長期休み	■学年始: 4月7日(第1学年:入学式) 4月8日(第2学年) 4月5日(第3学年) ■夏 季:7月25日～8月24日 ■冬 季:12月22日～1月6日 ■学年末:3月14日～3月31日 ※4月1日から各学年始日までは休み ※2016年度実績	卒業・進級 条件	・卒業要件 卒業するためには、3年以上在学し、次に掲げる単位を修得しなければならない。【履修規程第10条】 ・進級要件 本学院の学生は、それぞれの年次において、学則第7条別表1の基礎分野、専門基礎分野及び専門分野のうちそれぞれの年次で履修すべきすべての必修の授業科目について、単位を修得しなければ、次年次へ進級することができない。選択必修分野の授業科目については、在学中に7単位以上を修得することとし、進級要件の対象とはしない。【履修規程第9条】					
生徒指導	■クラス担任制: 有 ■長期欠席者への指導等の対応 欠席者はほとんどみられないが、遅刻・欠席が多い学生に対しては個人面談を行い、その理由を明確にするとともに、必要に応じ父母との連携をとる。また、日頃より遅刻・欠席の際の連絡を徹底するよう指導し、無断欠席を防止する。欠席における不足分については、担任教員からレポート課題又は、土曜日や夏季休業中になどに登校しての回復を行う。成績不良者については、担任と担当科目の教員が連携をとりながら、規定の授業時間外に小グループによる勉強会など補講及び個人指導を行う。	課外活動	■課外活動の種類 ・学園祭(松濤祭) ・よい歯を守る相談会 ・研修旅行 ・小学校実習 ■サークル活動: 有					

<p>就職等の状況</p>	<p>■主な就職先、業界等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療所(歯科) ・病院(大学病院) ・病院(歯科) <p>■就職率^{※1} : 100 %</p> <p>■卒業者に占める就職者の割合^{※2} : 100 %</p> <p>■その他 なし</p> <p>(平成 27 年度卒業者に関する 平成28年5月1日 時点の情報)</p>	<p>主な資格・ 検定等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士国家試験受験資格 ・介護職員初任者研修 ・メディカルクラーク(医療事務(歯科))
<p>中途退学の現状</p>	<p>■中途退学者 9 名</p> <p>平成27年4月1日時点において 在学者 95 名 (平成27年4月1日入学者を含む)</p> <p>平成28年3月31日時点において 在学者 86 名 (平成28年3月31日卒業者を含む)</p> <p>■中退率 10 %</p> <p>■中途退学の主な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気 ・進路変更 ・その他(就職) <p>■中退防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任教員による定期的な面談の実施 ・学生相談室の設置 ・カウンセラーによる相談室の設置 ・保健師による相談室の設置 ・学事課職員による相談室の設置 		
<p>ホームページ</p>	<p>http://www.mdu.ac.jp/hygienics/index.html</p>		